

地方独立行政法人宮城県立こども病院

平成 2 3 年度計画

地方独立行政法人宮城県立こども病院

## 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 診療事業

診療事業については、周産期・小児医療に関する宮城県（以下「県」という。）の施策及び県民の需要の変化を的確に受け止め、利用者である県民に対して、成育医療の理念に基づく高度で専門的な医療を集約的に提供する。このため、東北大学病院など医療機関との役割分担と連携を図り、利用者の視点に立った安全で質の高い医療の提供に努める。

#### (1) 質の高い医療の提供

##### イ 高度で専門的な医療への取り組み及び政策医療の適切な実施

こども病院（以下「当院」という。）は、先進的な医療技術を導入し、高度で専門的な医療に取り組み、医療提供に係る施設認定を取得するなど、小児医療水準の向上に努める。また、県の政策医療を適切に実施する。高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するためには、診療体制の安定・維持が不可欠であり、医師をはじめとして医療スタッフの確保並びに育成に最善の努力をする。

さらに、新たに構築する医療情報システムを効果的に活用するため、そのシステムの運用計画を作成する。

また、宮城県拓桃医療療育センター整備事業に関し、宮城県や関係機関と連携を図りながら、利用者の視点に立った施設づくりについて検討を進める。

##### ロ クリニカルパスの活用

クリニカルパス（一定の疾病や疾患を持つ患者に対する入院指導、入院時オリエンテーション、検査、食事指導、安静度、理学療法、退院指導などが一連の流れとしてスケジュール表にまとめられたもの。それらが実行されることによって医療スタッフの情報の共有化や医療の安全性にもつながること。）を用いる対象となる疾患や症例を増やすべく「ケア標準化推進委員会」が中心となり、その作成及び実施に努める。

さらに、クリニカルパスを活用し、看護の均質化を推進する。

## 八 EBMの推進

当院で扱う疾患 ,患者背景は多様であり ,EBMが確立していないものが多い。よって積極的な情報収集と日々の診療データを蓄積・活用し ,安全・確実な医療の提供に努める。また ,当院におけるクリニカルパス ,診療実績の公開や学会活動などでの情報発信に努める。

## 二 退院サマリーの作成

退院サマリーの作成状況を検証し ,退院2週間以内の作成率を100%に近づけるとともに ,カルテの電子化に対応するため ,退院サマリーの基本形式の統一や診療情報としての活用方法などを検討 ,整備する。

## ホ 病診・病病連携の推進等

東北地方唯一の小児高度専門病院として ,当院に求められる役割・機能を果たすため ,より一層の病病・病診連携を目指す。

紹介率・逆紹介率は ,地域医療支援病院の承認基準を維持し ,更なる向上に努める。

医師等による地域医療機関等への診療支援を ,可能な限り対応する。

このため ,広報紙の配布先の拡大 ,平成23年度版診療案内の作成・配布及びホームページの掲載内容の充実などにより ,当院が取り組む医療内容について ,県内外の医療機関に対し ,より一層の周知に努め ,関係機関との医療連携を推進し ,登録医療機関の拡大を図る。また ,院長が ,県内外の関係機関を訪問し ,当院との連携強化を直接要請する。

地域医療支援病院として開催する地域医療研修会のうち1回は ,平成22年度に引き続き ,交流会を兼ねることとして ,登録医との情報交換を図り ,「顔の見える連携」をより一層推進する。

他の医療機関の地域医療連携実務者との情報交換を積極的に行い ,情報収集に努めるとともに ,資質の向上に努める。

## へ 在宅療養患者支援体制の整備

急性期の高度小児医療を提供する当院では ,急性期後の後遺症のために在宅療養を必要とする患者及びその家族に対する支援も重要な課題である。在宅療養患

者数は確実に増加しており、在宅療養に係る外来業務を効率化し、在宅医療支援のための組織化に向けた取り組みを通じて当院の支援体制の充実を図る。

入院患者の在宅療養への移行支援については、在宅療養支援チーム（関連診療科及び病棟の医師と看護師、在宅看護師、ソーシャルワーカー、臨床心理士、理学療法士及び臨床工学士など）として取り組み、特に新生児病棟から一般病棟および外来在宅療養への円滑な移行を支援する。

患者の病状や生活環境の問題などで家庭での療養に移行することが難しい場合には、患者及びその家族が安心できる療養の継続を目指し、他の医療機関や施設との連携を進め、支援体制の整備に努める。

## ト 救急医療の充実

(イ) 周産期・小児医療の三次救急（二次救急医療機関では対応できない重篤な患者や、複数の診療科領域にわたる患者の転送を受け入れ、高度な医療を総合的に提供する救急体制）については常時対応する。また、東北大学病院や仙台市立病院、仙台赤十字病院など他の三次救急医療機関と密接な連携を取って、県における小児重症患者の受け入れ体制を構築するとともに、実施するに当たっての役割分担や連絡体制を整備する。宮城県が策定し平成23年度より実施される「救急搬送実施基準の医療機関リスト」に参加し、重症小児患者の受け入れに努める。

(ロ) 二次救急（入院加療が必要な救急患者の受け入れ）にも積極的に対応し、近隣の一次医療機関からの紹介転送や救急隊からの搬入依頼に対し、受け入れに努める。また、仙台市小児科病院群輪番制事業（土・日・休日日勤帯の二次輪番）に引き続き参加し、平成22年度と同じく年23回担当する。

(ハ) 「宮城県こども夜間安心コール」において、平成22年度に引き続き相談員として看護師を派遣するとともに、当院一般当直医師が小児科医後方支援を実施する。

(ニ) 宮城県における小児救急医療及び小児集中治療体制（PICU整備）における当院の役割について、更に関係機関と協議し、検討する。

## (2) 患者・家族の視点に立った医療の提供

## イ 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

患者及びその家族の信頼と納得に基づいた医療を提供するため、患者年齢に応じて、インフォームド・コンセント(医療側が診療や治療にあたって患者に、(イ)診断の結果に基づいた現在の病状、(ロ)治療に必要な検査の目的と内容、(ハ)治療の危険性、(ニ)成功の確率、(ホ)その治療以外の方法があればその方法、(ヘ)あらゆる治療を拒否した場合どうなるかを、正しく患者の分かる言葉で伝え、患者がそれを理解、納得、同意し、治療に参加すること。)或はインフォームド・アセント(同意を必須としない小児などへの分かりやすい説明)の徹底を図る。

さらに、患者及びその家族の立場に立ち、心地よく説明や相談を受けられる環境の充実に努める。具体的には、プライバシーの確保に配慮した環境づくり、患者及びその家族が医療内容や疑問点について相談できる窓口の明示、職員に対する接遇教育・研修の実施などにより、継続的に改善に取り組む。

ホームページについては、掲載内容を充実し、患者及びその家族などの閲覧者が求める新しい情報を積極的に発信するとともに、ページ構成やデザインを見直す。

## ロ セカンドオピニオンの推進

セカンドオピニオンを希望する患者を積極的に受け入れ、患者及びその家族が診療内容を理解し、治療の選択における納得が一層得られるよう努める。そのため、診療案内や広報紙、ホームページなどで、当院でのセカンドオピニオン受け入れについて周知する。

また、他の医療機関にセカンドオピニオンを求める患者及びその家族の相談先、相談方法の周知を図るなど支援する。

## ハ 患者の価値観の尊重

ご意見箱「院長さん きいて！」などを通して寄せられる患者及びその家族からの意見・要望などについて迅速かつ適切に対応するとともに、患者及びその家族を対象とした満足度調査を実施し、その結果について適宜、分析・検討を行い、患者及びその家族の目線に立った医療サービスの向上及び改善に取り組む。

### (3) 患者が安心できる医療の提供

#### イ 医療倫理の確立

患者及びその家族が安心できる医療を提供するため、患者及びその家族の視点に立った医療を提供する。また、カルテの開示などの情報公開に取り組むとともに、患者の権利を守りプライバシーの保護に努め、信頼関係の確立を図る。

さらに、すべての臨床研究及び治験について、臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)を遵守して実施するとともに、倫理委員会及び治験審査委員会の指摘事項を医療に適切に反映する。

#### ロ 医療安全対策の充実

安全対策委員会及び安全対策室が中心となって医療安全の推進と管理体制の充実に取り組む。安全対策室はリスクマネージャー(RM)及びRM会議と協力して、インシデントなどの事例の適切な分析を行い、改善方策を当院内で共有するとともに、安全管理に関する研修を充実する。

また、医療安全に係る当院内の課題を集約し、具体的対策の効果を評価し、重大なインシデント(アクシデントあるいは医療事故)発生に対して機動的に対応できる体制を強化する。

#### ハ 院内感染防止対策の充実

院内感染防止対策を充実させるために、感染管理システムの中で実働組織であるICT(Infection Control Team)活動を強化する(ICTラウンドなど)。特に平成23年度は、感染対策マニュアルの改訂及び周知、感染管理コンサルテーションシステムの構築、耐性菌サーベイランス、院内感染に対する早期介入、感染対策研修会の実施を含む感染管理教育の充実について重点的に行う。それらの活動を通して院内感染への迅速な対応及び感染対策の強化を図り、病院全体の感染防止に努める。

## 2 成育支援事業

成育支援部門は、医療部門と一体となり、患者及びその家族のQOL及びアメニティの向上に努めるなど、子どもの成長・発達を支援する。

治療に対する患者及びその家族の不安を軽減するための心のケアをはじめ、療養生活に関する相談に積極的に対応し、心理的援助及び経済的・社会的問題の解決・調整に努める。

医療機関及び保健・福祉・教育機関と密接に連携することにより、患者の早期退院を促進し、退院後の生活を円滑に始められるように支援する。

なお、成育支援事業は、先駆的な取り組みであるため、適切な目標設定を行い、実践内容を整理し、情報の発信を含めその効果的な活用に取り組む。

#### **(1) 成育支援専門職の育成向上と情報の発信**

各職種が研修会などに参加し、新たに習得した知識、技法などを院内外に発信し、関係機関との連携を積極的に推進する。

在宅療養や家庭環境に心配のある患者に対し、定期的にケース検討会を開催し、多職種間で情報共有することで、患者理解を深め、技量向上に努めるとともに、それらの取り組みの効果を評価する。

#### **(2) 「あそび」の環境を通しての患者・家族支援**

幅広い年齢・疾患のこどものニーズに応じた療養環境プログラムを構築し「あそび」などを通して発達支援及び心理的・社会的支援を行う。

平成22年度に行った行事に関するアンケートの結果を踏まえ、行事・イベントの企画運営を行う。

#### **(3) 患者と家族の心理的・社会的支援及び在宅療養支援**

入院早期から多職種や関係機関と連携し患者及びその家族の心理的・社会的支援に努める。その中で周産期部門との連携を強化し、出生前からハイリスクな患者及びその家族の支援を行う。

当院の在宅療養支援の特徴を捉え、在宅医療支援のための組織化に向けた取り組みを通じて、支援体制の充実を図る。

#### **(4) 病院ボランティア活動の支援**

ボランティアが安心して活動できるように、ボランティア同士の交流を通し相談しやすい環境作りとボランティアの健康維持を支援する。

ボランティア活動の充実を図るために、活動内容を見直し役割を明確にする。ま

た、他施設の活動の視察、講演会等を実施し支援する。

ボランティア活動の普及のために、職員とボランティアの交流やボランティアだよりの発行などについて支援する。

#### (5) 当院内における職種間・部署間の連携

成育支援事業の一環として家族支援室の相談のための効率的な利用を図る。

患者及びその家族への支援をより一層充実させるために、職種間・部門間で共有する情報の質的向上を図りつつ、チーム医療が円滑に展開できるよう各部署との連携を積極的に行う。また、当院の機能的な「相談窓口」の一翼を担う。

### 3 臨床研究事業

#### (1) 臨床研究の推進

課題を選定し、具体的な臨床研究計画に基づき、臨床研究を推進する。東北大学大学院医学系研究科との連携講座（先進成育医学講座）を拠点として情報発信を行い、臨床研究者の養成に努める。

#### (2) 治験の推進

当院の特徴を生かし、治験ネットワークを積極的に活用し、迅速で質の高い治験を推進する。

### 4 教育研修事業

#### (1) 質の高い医療従事者の養成

イ 質の高い臨床研修医や後期研修医の養成

(イ) 協力型臨床研修病院として、基幹型臨床研修病院に所属する初期研修医の研修（1～3か月間）を積極的に受け入れる。

(ロ) 医学部卒後3年目から5年目までの後期研修医については、当院独自の後期研修プログラムに基づいた質の高い研修を提供し、東北大学病院など他の後期研修病院と密接な連携および人的交流を図りながら、若手医師を育成する。小児内科系コースに関しては、当院の後期研修を東北大学小児科研修協議会による「小児科研修プログラム in MIYAGI」の一環と位置づけ、プログラムに登録した後期研修医のローテーション研修を積極的に受け入れる。

(ハ) 教育病院として、医学情報入手環境の改善、二次情報システムの導入、文



献検索講習会の開催，臨床研修指導医講習会への積極的な参加などを通して，教育・研修環境の整備に努める。

#### □ 専門研修制度の構築

「専門研修制度に関する内規」に基づいて，各領域のサブスペシャリティ専門医を目指す若手医師を積極的に受け入れる。これにより医師の増員を図るとともに，医療内容の高度化や増患対策などの課題に取り組む。

#### 八 臨床研究支援体制の充実

質の高い医療従事者を養成するために，職員による臨床研究を奨励するなど，常に新しい技術と知識の習得を支援する。また，看護師の育成，その他コメディカル領域における大学院進学など，各職種の専門性を高める支援を行うとともに，院内研修会を充実させ普遍的な知識の向上を図る。

看護師については，研修プログラムに沿って専門性の高い看護水準の向上に努める。小児医療に必要な各種認定看護師の育成及び小児専門看護師の確保や育成に積極的に取り組む。

さらに，関係学会，研修会，講習会などへの参加や研究発表，論文の投稿を奨励する。

#### (2) 東北大学との連携講座の推進

平成21年12月に締結した東北大学大学院医学系研究科との協定に基づき開設された「先進成育医学講座」で，成育医療の研究・診療に従事する優れた専門人育成を行い，成育医療の発展に向けた社会的要請に応える研究・教育活動を連携して推進する。

#### (3) 地域医療に貢献する研修事業の実施

地域医療支援病院として，県内及び近県の周産期・小児医療従事者及び地域関係機関への教育的役割・情報発信的役割を果たすため，地域医療連携推進計画に基づき，登録医療機関関係者を対象として，症例検討会（CRPC）など地域医療研修会を開催し，内容の充実を図る。

#### 5 災害時等における活動

災害や新興感染症などの感染症など，公衆衛生上重大な危機が発生し又は発生し

ようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を図る。大規模災害が発生した場合、迅速かつ的確な対応ができるよう当院の役割や体制の強化及び関係機関との連携などについて検討する。また、災害医療に関する研修会などへ積極的に参加するほか、大地震や火災を想定し、メールによる職員安否確認・非常招集システムを構築するとともに、防災マニュアルに基づく総合的な訓練を年2回実施する。

さらに、施設の防犯など安全対策については、防犯マニュアルに基づく訓練や研修を実施するなど、安全管理体制の徹底に努める。

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 効率的な業務運営体制の確立

医療環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、業務運営の改善や効率化を促進し、業務運営体制の体質強化を推進する。

#### (1) 効率的・効果的な組織の構築

医療環境の変化に的確に対応するため、病院の管理機能を強化するとともに、外部のコンサルティング会社へ委託、組織横断の院内プロジェクトチームによる改善検討組織を立ち上げ、効率的・効果的な病院運営に努める。

また、安全対策室を中心として安全管理機能の強化を図るとともに、PDCAマネジメントによる運営を徹底する。

#### (2) 職員の配置

医療需要の変化や患者の動向に機動的に対応するため、各部門における職員の配置については、各部門の職務と職責を考慮して適切なものとするとともに、業務量などの変化に対応した柔軟な配置とする。

また、医師、看護師などを適切に確保しつつ、資質向上のため人材育成に積極的に取り組み、人材定着を図るため短時間正規雇用などの勤務形態の導入や働きやすい環境を整備する。

さらに、平成22年度診療報酬の改定をふまえ、引き続き当院として取り組む評価項目を定め、実施体制を整備することとし、平成23年度においては、医師事務補助員を増員し、医師事務の負担軽減を促進する。

#### (3) 職員参画等による病院運営

当院の中期計画を達成するため、経営情報などを病院運営全体会議や電子掲示板などで、情報の共有化を図る。また、日常の医療活動の中で把握した患者ニーズを病院運営に反映するとともに、院内各種委員会への参画や経営改善などを目指した職員による提案を実施するなど、病院運営への参画体制を整備する。

## 2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

### (1) 医療資源の有効活用

法人が有する人的・物的資源を有効に活用して、経営改善を図るため、医師や看護師などを確保することにより診療体制を安定化させることを優先課題として取り組み、また、診療報酬制度に対応した院内環境の拡充整備に努め、患者のQOLの向上を目指し、診療報酬算定ができる体制づくりに努める。

#### イ 病床の効率的な利用の推進

(イ) 効率的な病院運営を推進するため、病床稼働率の向上や外部コンサルタント委託による管理経費などの見直しにより、収支の改善を図り、安定的な病院運営に努める。

(ロ) 病床の管理体制を充実させ、入・退院予定情報、空床情報などを集約して、緊急入院患者や紹介患者が速やかに入院できる体制を整える。

また、病診・病病連携の推進、退院支援の充実などにより新規患者数の増加を図る。

特に、患者数の増加に向けて、具体的に行動計画を策定し、医療機関・医師・行政機関との連携推進(学会参加・論文発表、登録医療機関制度の推進、医師会との連携など)、広報活動の強化(広報紙の発行、ホームページの充実、マスコミ活用)、仙台市小児科病院群輪番制事業への参加、二次救急の受入れなどを積極的に推進し、病床稼働率80%以上を目指す。

#### ロ 医療機器の効率的な利用の推進

医療機器については、その効率的な利用に努め、稼働率の向上を図るとともに、適切な点検修理などの管理及び利用の検証に努める。

経年劣化により不具合が生じ、修理費が増加している機器を含め、計画的に機器の整備を図り、利用を推進する。

## (2) 業務運営コストの節減等

### イ 材料費率等

後発医薬品の導入，同種・同効果の医薬品の整理，調達方法及び対象品目の一層の見直しを図る。

薬品及び診療材料の購入方法，使用状況，管理状況について見直しを行い，適正在庫の管理を徹底する。また，在庫品目の見直しを行い，標準化を図り，購入経費の削減に努める。

契約に際し，透明性・競争性・公平性を確保し，多様な手法を活用する。

医業収益の金額と薬品費及び診療材料費などの材料費を合計した金額との比率の抑制に努める。

新たに構築する医療情報システムにより，物品調達と配送管理の一元化を検討する。

### ロ 人件費率等

良質で安全な医療の提供や患者サービスの充実・向上をとおして，診療収入の増加を目指した柔軟であり，適正な人員の確保・配置に努める。

職員の能力の開発や業績を適切に反映する人事制度・給与制度を整備し，併せて人件費を適切な水準とする。

また，業務委託契約については，競争性を確保するなどし，委託金額の低減を図るとともに，業務委託内容を見直し，業務執行の内容を評価し，その成果を次年度以降の契約に反映させる。

さらに，経験のある退職者の再雇用などの多様な人材活用の促進や各種資源を有効に活用し，医業収益の金額と人件費及び委託費を合計した金額との比率の抑制に努める。

## 八 修繕費

安全な施設，設備を維持するため，設備管理マニュアルに基づき，建物及び設備などの日常管理を徹底するとともに，各種修繕については，計画的，機動的に行う。

医療機器については，集中管理方式の徹底を図るため，保守点検を適切に実施

し、保守管理の向上を図るとともに、保守管理費の削減を図る。

## ニ 廃棄物の減量化

事務系一般廃棄物は、仙台市に提出している「事務系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書」に沿って減量及び資源化の目標の達成を目指す。

また、感染性廃棄物をはじめとした産業廃棄物について、適切な分別を行い、排出量の抑制に努める。

## ホ グリーン購入の推進

物品購入時に環境に配慮したグリーン購入対象製品を選定し、「宮城県立こども病院グリーン購入の推進に関する計画」に定める物品調達目標以上の購入に努める。

## ヘ E S C O事業の導入

平成23・24年度においてE S C O事業(Energy Service Company)を導入し、総合的に省エネルギーに取り組むことにより、CO<sub>2</sub>削減と光熱水費の節減を図る。

## (3) 財務分析の実施

月次決算を行い、毎月の財務状況を整理するとともに、経営指標に基づき財務分析を行う。

また、経営情報及び医療統計情報などの収集と他の小児医療施設の経営情報との比較検討を行い、迅速且つ効率的な経営に努める。

## (4) 収入未済額の縮減等

医業未収金(個人未納金)については、発生防止(限度額認定証などの制度利用の促進など)、管理の厳正化(支払期限越え患者への督促状送付など)、回収強化(個人宅の訪問など)、支払簡便化(分割返済など)、支払相談の充実(福祉制度の利用など)の5つの視点に立ち、各部署が連携して医業未収金の縮減(過年度未収金に係る残高の5%以上回収)に取り組む。会計窓口におけるクレジット払いを活用し、極力未収発生を未然に防止する。

## (5) 外部評価の活用等

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の評価結果などを業務改善に

積極的に反映するとともに、財団法人日本医療機能評価機構による認定に係る更新審査があることから、当院の運営水準の確保及び向上を図るため、情報収集とその対応を検討する。

### **第3 予算、収支計画及び資金計画**

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を着実に実施することにより、財務内容の改善を図る。平成23年度の経常収支比率99.3%達成を目指す。

#### **1 予算**

別紙1のとおりとする。

#### **2 収支計画**

別紙2のとおりとする。

#### **3 資金計画**

別紙3のとおりとする。

### **第4 短期借入金の限度額**

#### **1 限度額**

5億円とする。

#### **2 想定される理由**

新たな医療情報システムの構築などを想定した、資金繰資金の支払いに対応するため。

### **第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

平成23年度中の計画はない。

### **第6 剰余金の使途**

決算において剰余金が生じた場合は、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備などに充てる。

### **第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置**

#### **1 人事に関する計画**

##### **(1) 方針**

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療二一

ズの変化への対応や効率的な組織運営に努め、職員を適切に配置する。また、良質な人材の確保・育成を図るための専門研修や職員の能力開発を行うための研修を実施する。

さらに、多様化する業務に対応し、豊富な経験と知識に裏打ちされたノウハウを活用するため、退職者の再任用などを促進する。

## **(2) 人員に係る指標**

医療ニーズなど、環境の変化に的確に対応し、適正な人員配置に努める。

## **(3) 人事評価システム等の構築**

人事評価制度の構築や法人及び当院の運営への参画促進など、職員のモチベーションの高揚や意識改革につながるような取組体制の在り方を検討する。

## **2 職員の就労環境の整備**

職員の良好で快適な就労環境づくりを推進するため、職員の意識調査やメンタルヘルスケアを実施するとともに、休職者復帰プログラムによる円滑な復職を促進する。

また、多様な雇用形態の導入などについて検討し、職員が健康で、生きがいを持って業務を遂行できる就労環境の改善に努める。

## **3 医療機器・施設設備に関する事項**

### **(1) 医療情報システムの構築及び効率的活用**

高度で専門的な医療水準を維持し、経営管理情報をもとにした迅速な経営判断及び診療情報をもとにした質の高い医療の提供を目指すため、電子カルテシステムを中核とした総合的な医療情報システムの運用計画を作成する。

さらに、診療科別収支状況など経営情報及び疾病統計情報の収集を可能とすることで経営管理業務の効率化を図る。

### **(2) 医療機器・施設設備に関する計画**

医療機器及び新たに構築する医療情報システムの整備に当たっては、機器などの現状と課題を整理し、費用対効果を勘案し、計画的に整備する。

平成23年度において整備する医療機器、医療情報システム及び施設・設備に関する計画は、別紙4のとおりとする。